

# 報酬等に関する開示事項

©Daito Bank Disclosure

## 1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

### (1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」という。）の範囲については、以下のとおりであります。

#### ① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役及び監査役であります。なお、社外取締役及び社外監査役を除いております。

#### ② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額な報酬を受ける者」で、当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

#### (ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、該当する連結子法人等はありません。

#### (イ) 「高額な報酬等を受ける者」の範囲

「高額な報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬額の総額」を同記載の「対象となる役員の員数（社外役員を除く。）」により除することで算出される「対象役職員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

ただし、期中に異動があった役員に係る報酬額については、当該年度の在任期間の報酬額と年度換算の報酬額との差額を「役員区分ごとの報酬額の総額」に加算調整し、平均報酬額を算定しております。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の金額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額な報酬等を受ける者」の判断を行っております。

#### (ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

### (2) 対象役職員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額（上限額）を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。また、監査役報酬の個人別の配分については、監査役協議に一任されております。

### (3) 報酬体系、報酬内容の決定に係る取締役会の構成員に対して払われた報酬等の総額及び取締役会の会議の開催回数

	開催回数 (平成28年4月～平成29年3月)
取締役会(大東銀行)	1回

(注) 報酬等の総額については、報酬体系、報酬内容の決定についての職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

## 2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

「対象役員」の報酬等に関する方針

当行は、対象役職員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めておりません。

## 3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役職員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。また、対象従業員等の報酬等の決定に当たっては、当行グループの財務状況等を勘案の上、予算措置を行う仕組みになっております。

## 4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払い方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

区 分	人数	報酬等の 総額 (百万円)	固定報酬の総額				変動報酬の総額			退職 慰労金
			固定報酬 の総額	基本報酬	株式報酬型 ストック オプション	その他	変動報酬 の総額	基本報酬	賞与	
対象役員(除く社外役員)	10	111	111	110	—	0	—	—	—	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 使用人兼役員の使用人給与は24百万円であり、固定報酬の基本報酬に含めて記載しております。

## 5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はありません。